

技術裁判の思い出 (3・4・20)

村中 晃 (大15・理甲)

私、只今御紹介に預りました大正十五年理科甲を卒業した村中です。同級の連中も段々少くなりましたが、私はお蔭で元気であり、井垣さんから「三高会館」の集いで何か話をして欲しい、題材は何でもよいとの事でしたが、この様な席でお話するのは苦手ではありますが、私の或る発明とこれに対するクレームのお話をしてみたいと思います。

一 ターポリンについて

ターポリンとは防水布の事であります、私はこれについての発明 (特許第二五一八九六号) — 布帛に防水性皮膜を形成せしめる方法について — 公告昭32・12・6 登録昭34・3・31 を致しました。

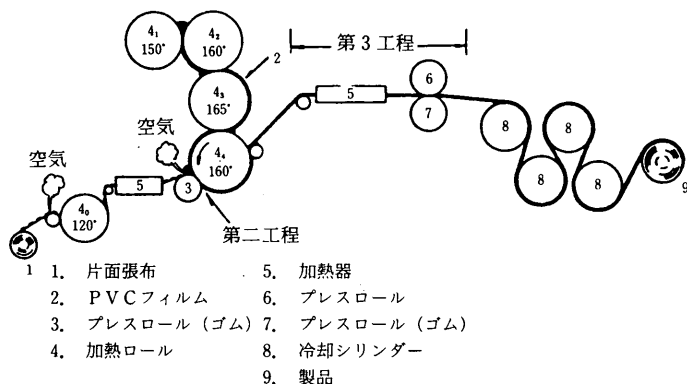
これは亀の子タワシの様なもので、化学のカケラもない発明でお話するのも恥かしいのですが、

実用的には効果がありました。この発明が公示されますと四ヶ年後の一九六一年十月のブリティッシュ・プラスチックに用途の写真入りで紹介されました。その中にはオイルフェンスもありまして、これは今度の湾岸戦争で大いに役立ち、その他色々の用途がありますが、時間がゆるせば後で述べてみたいと思います。

ニ ターポリンの製造法

この製法はお手許のパンフレット第一図の様な方法によって作ります。このカレンダーロールの直径は22〜24インチで、巾は66〜72インチ位で、これは中空になっていて高圧の蒸気を吹き込んで加熱し、これを100〜150馬力のモーターで運転するのであります。このターポリンの中心布にはナイロンの様な細くて強い糸を用いた荒目で、20%以

第1図 本件特許方法の図



上の間隙のある織物を用います。

第一工程として織物の表側にカレンダーロール④で塩ビの様な熱可塑性樹脂の皮膜②の150度位に加熱されたものを重ね合わせてその一部を布目の間に圧入します。これをバンクコーティングと云って第三工程で表裏皮膜を溶接する為には大切な行程であります。

次に第二工程として裏面にも同様の加工をします。その時、表裏皮膜の間の空気を圧出しなければならず、空気が残っていると第三工程で熱を加える時、空気が膨張して皮膜に浮腫が出来たり、剥離したりして製品になりません。また塩ビとナイロンとは接着性がないので、第二工程では単に重なり合っているだけです。これを⑤にて塩ビの溶融温度に加熱し、加圧ロール⑥⑦の間を通すと、両皮膜が布目を通して融着し、剥離しない製品が出来るのです。これを第三工程と言ってバンクコーティングのブリッジ化でありますから、以下これをBB法と云います。

尚、製品の厚さや表裏皮膜の厚さは用途により決め、しかも完璧にブリッジ化する。これら製品の品質に関する点は現場技術者の最も苦心する処であり、中にはブリッジが自然に生起するか、既製皮膜を単に圧着するだけでもBB法が出来ると云う人も居りますが、一度現場を見てから云ってもらいたいと思います。

三 この発明に対するクレーム

昔から画期的に役立つ技術は常に激しい係争の種となり、係争の種とならない様な技術はたいしたものではないと云われる位です。エジソンも技術発明に関するゴタ／＼を始終負うていたと云われています。

この発明に対しても、この特許は公知であるとか、こちらに先使用权があるとか、最も奇怪なことには、この特許のBB法は第二工程だけで完成するとか、既成皮膜を用いたBB法は仕上りが悪いとか、いろいろと云われました。

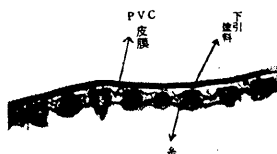
これらは文字だけのクレームで、現実には存在しないものでありました。この足のない幽霊の様なことが裁判所の調査官によって唱えられたのであり、法廷では地裁から最高裁判までの裁判官がこれを信じて誤った判決をしたのです。然しこの最高裁判決が後になって取消されたという極めて珍しい事件でありました。以下これについて述べてみたいと思います。

四 本特許に対する異議申立て

① 特許庁の審決

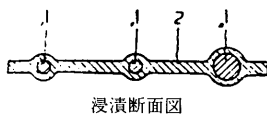
この特許が公示されると、この特許は公知であると昭和三三年二月に十一社が連名で異議申立

第2図
甲第七号証雨衣より

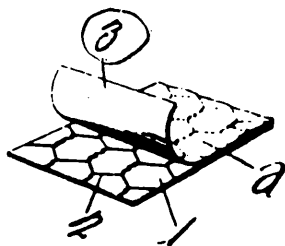


片面加工断面写真

第3図
甲第十一号証原簿より



第4図
甲第十二号証原簿より



皮膜の剝離図

をしました。しかし提出された各証拠（第一号及至第十号証）は何れも本特許のBB法の証拠ではないとして却下されました。次に第二次審判請求の証拠も第一次審判請求と同様で、さらに第二五号証として車輛用幌を追加しましたが、これらも却下され、第三次審判請求には新たな証拠（甲第一号及至第十八号証）を提出しましたが、これもBB法の証拠でないとして却下されました。（昭和四〇年六月二十九日）

② 東京高裁十三部判決 昭四六年六月六日

十社は前審決を了承しましたが、Y社だけは東京高裁に上告しました。しかし提出された各証拠、立証主旨も特許庁と全く同じで、これは一事不再理の原則違反であるにも拘らず、東京高裁はどう考えたのかこれを取り上げ、この証拠の甲第七号証、甲第十一号証、甲第十二号証は本特許のBB法によつたものであるから、本特許は「公知である」として、特許庁の審決を取消しました。この証拠は前回の特許庁の審決で却下されたもので、甲第七号証は明らかに片面加工である。これは自衛隊の雨衣で被告が裁判所に預けているので、その検証を申し入れたが、何故かこれは拒否されました。また甲第十一号証、甲第十二号証は芯材が太い針金ですからカレンダー加工は出来ず、BB加工ではありません。

ところが東京高裁は、この特許が公知か、新規かの本件の争点を放棄して勝手な争点を作り異なる判決即ち、この「ターポリン加工では表貼りをして、次に裏貼りをすれば、当然、表裏の皮膜が融着一体化するから第三工程を必須の条件とする本件特許の審決は誤りであるとして之を取消す」としたのであります。これは顧みて他を云う当事者を無視する行為であります。

このターポリン加工が第二工程で完了しない事は、その製造法について充分に説明した筈であり、特許明細書で説明されてる様に第三工程がなければ出来ませんから、特許庁の審決が正当であり、この判決は誤りであります。

尚民事裁判では当初から争点が決まっております、この争点を無断でスリ替えることは、東京高裁

にその様な権利はなく、初めの争点について吟味するべきであり、特許庁の審決について誤りがあるとすれば、民法上の該当個所を示し、これを特許庁に戻すべきだと思います。理由も示さずに一方的に審決を取消すことは納得が出来ませんでした。

③ 最高裁判決 昭四七(ツ)三号昭和五一年六月十四日

この異議申立は前審で裁判所によりその争点が当初の「公知か新規か」から、このターポリンの製法は「二工程か三工程か」の工程論にすり変えられたのです。

しかしこの製法には第三工程が必須の条件であり、本特許の製法で説明した様に最初の特許庁の審決が正しいのでありますが、最高裁は又もや次の様な争点外の判決をしました。即ち、「原審の認定判断は正当であつて、原告の云い分を採用することは出来ない。これは裁判官全員の意見であつてこの上告を却下する」と僅か五十文字の例文判決で、その理由は高裁の判決を鵜呑みにしただけのことでした。原審の判断が正当であると云うことは、第二工程でこのターポリンが出来ると云うことであります。

第二工程でターポリンが出来上るとすることは實在しない虚像ではありますが、最高裁の裁判官にはこれが分からないのです。又二工程でターポリンを製造している会社は何処か、教えていただきたいものです。若しこれが出来るなら製造コストが断然廉くなるから、本特許の三工程製造

では大刀打ち出来ません。本特許実施の二十余社で二工程製造を実施している会社はありません。最高裁は特許庁の審決を取消すには証拠を示すべきだったのです。

④ 特許庁審決 昭和五三年六月十二日

この異議申立ては特許庁に廻りました。この証拠も幽霊で甲第十一号証、甲第十二号証は第三次審決で却下されているのですからこれを取上げことは、一事不再理違反であります。また先に「本特許の第三工程に新規性がある」としながら、今回は「これは容易に考えられる」と言うことも矛盾しており、特許庁は裁判所の技術判決に左右されずに断乎とし其の主体性を守ってほしいと思います。

⑤ 東京高裁判決 昭五三行(ケ)一三二号昭和六十一年三月三十一日

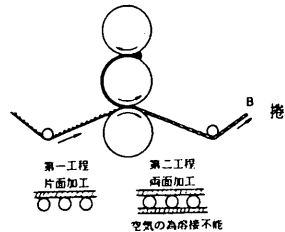
私は第三工程不用という虚偽に対して充分なる反論をしました。さらに京都市工業試験場、大阪市立工業研究所、日本プラスチック検査協会等の試験報告書、京大名誉教授工博岡田辰三先生、同穴戸圭一先生の鑑定書や、私の『或る技術裁判』『或る特許の歪曲』を提出し（昭五八年、九月二二日受付）、第三工程が必須の条件であることを力説しました処、東京高裁は次の様な判決を致しました。

「審決が甲号各証として摘示した各引用例の記載の内容から本件特許発明が容易になし得たとする認定判断をすべて争っている、然るに被告はこの点について何等立証しないから審決は取消しを免れない」として、本特許は昭和四十年六月の第三次審決通りに決定致しました。この特許の異議申立てが裁判所扱いになってから実に二十余年の空転であつたが、結局は裁判所の各判決が皆、間違ひとなつたのであります。

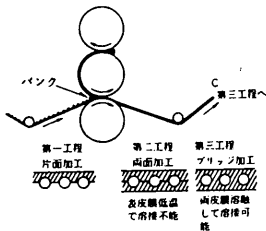
昔から一犬虚を吠えて万犬実を伝うと云うことがありますが、後で述べる東京高裁調査官の虚像が、地裁から最高裁までの裁判官に伝わつてその間、誰一人チェック出来なかつたのだから、裁判官の技術認識不足とその技術軽視には驚きました。勿論この一連の虚像は裁判所により破棄されましたが、それまでに蒙つた私の被害は測り知れません。

因に、この発明は職務発明としてこの防衛に会社とし

第5図 トッピング加工



第6図 ブリッジ加工



て当るべきだと主張しましたが、社長はこの製品に興味がなく、資金的にも人材的にも協力出来ないということでしたが、私はこの製品の将来性を考えて、この異議申立てを放任する事が出来ず、会社を辞め単独でこの対策に専念しました。長い間よく頑張ったものと思います。そしてこのファイトが私の健康につながったのかと思うと、人間万事塞翁が馬であります。

五 本特許への侵害 (一)

①東京地裁

Y社がこの特許を侵害していることが本特許実施会社から注意されたのでY社に確かめたところ、Y社の方法は「荒目の織物に接着剤を塗り、この上に既成皮膜を貼り合わせる方法であつて本特許のBB法ではない」と云うのです。しかしこれは詭弁であり、この貼り合せは技術的には実施出来ません。何故なら間隙率の大きい荒目の生地に貼り合せをするとしても接觸面積が少なから荒目にした意味がなく、ナイロンと塩ビは接着性もなく、又両者を接着させる接着剤もありません。したがって問題はY社のターポリンが第5図の様な貼合せか、第6図の様なBB法かの判定であります。これは断面で明らかです。

東京地裁はY社の製品が貼り合せか、BB法かの鑑定を東京高裁調査官に委嘱しました。

この鑑定は貼り合せについての判断を避けて次の様な争点外の鑑定をしました。

(一)「甲第二五号証は既成皮膜を用いたBB法であるから、本特許は公知であり熱効率を考えた改良特許である。したがって既成皮膜を用うる時は仕上性も悪く本特許と置換性がないから、本特許侵害にはならない」と鑑定しました。しかし甲第二五号証は第二次審判請求でこれはBB法ではないとして却下されていますし、また既成皮膜はバンクコーティングができないからBB法は出来ません。Y社も既成皮膜のBB法については何も云っておらず、以上よりこの鑑定(一)は虚像であり、無意味であります。

(二)「このターポリンの製造で第二工程の裏貼り加工を行えば表裏皮膜の融着は当然生起する」と云っているが、この項も委嘱された鑑定事項でもなく、又これは実在しない虚像である事を屢説しました。

「熱可塑物質を溶接するには両方共溶融温度にまで加熱する」のが常識であるのに「融着は当然生起する」と、JISに反する鑑定書を提出されたのには驚きました。

この鑑定は争点外であり、而もこの所見は調査官の空想の様なもので、後で裁判所により破棄されたが、これは無価値であるうえ、その実害が産業界・司法界に及ぼしている事はこのスピーチの随所に窺われるのです。

(2) 東京地裁判決 昭和四五年三月五日

Y 社の方法は「既成皮膜を用うるものであって、カレンダーによる生成中の皮膜を用いないから仕上性において劣り、本件特許と置換性がなく、従って本特許侵害にはならない」と、判決されました。

これは先の調査官鑑定の一(一)項そのままを取り上げているが、これが實在しない事は既に述べました。而もこれは当事者の争点ではないから、この様な判決は訴訟の逸脱であります。

② 東京高裁判決 昭和四九年十一月二〇日

東京高裁では東京地裁の判決を何のチェックもせずに踏襲しました。即ち、

「Y 社の方法は既成の皮膜を用いるものであって、カレンダー法による生成中の皮膜を用いながら仕上性において劣り、本特許と置換性なく、従って本特許の侵害にならない」と、判決しました。

東京高裁の判決は既成皮膜を用いても本特許の BB 法を行うことが、出来るとしての所論であります。これは実現出来ない机上の空論であり、又この問題は争点ではありません。

この特許の BB 法は現在二十余社で実施されておりますが、既成皮膜を用いている BB 法は一つもなく、本特許の BB 加工をするには生成中の溶融温度の皮膜を用いる事が、必須の条件であることは技術者なら誰でも分るはすですが、この調査官も裁判官にも分らないのですから困った

ものであります。

③最高裁判決 昭五〇(オ)二二〇号昭和五一年十二月三日

この不合理な判決に対して最高裁に上告致しました。その経過は省略しますが、その判決は例の例文棄却でありました。即ち、

「所論に関する認定判断は原判決の証拠関係に照らして正当としては認する事が出来、その過程に所論の違法がない」としました。

この裁判の争点は最初に述べた様に貼り合せか、BB法かであります。既成皮膜を貼り合すと云い乍ら実際は本特許を侵害しているから、その判定を求めているのに、それを離れて本特許法と実在しない既成皮膜を用いてのBB法との優劣を争点としているのです。こんな馬鹿な事があるでしょうか、訴訟費を受け取っているからには、先ず争点について正しく決着をすべきであります。斯様に顧みて他を云う如きは当事者無視の驕であります。

又この判決に証拠関係云々とありますが、既成皮膜を用いてのBB法は存在しないし、Y社もこれを主張していないから、最高裁は既成皮膜を用いてBB加工しているところを指示して、判決の責任を明らかにすべきであります。そうしなければ最高裁の権威ダウンになるでしょう。この様に当初の争点を放棄して原告・被告共に争っていない既成皮膜を用うるBB法を誠(正)とし、本特許の審決を否とする事は、裁判所の非常識極まる誤判であります。それでもこれに服

従しなくてはならないのです。

そしてY社には棚から牡丹餅です。

六 特許侵害 (二)

① 京都地裁判決 昭和四十三年四月二五日

M工業はこの特許に先使用権があると京都地裁で九年間も主張し、その間六人の証人や第三工程実施の現場検証を行う等をしました。が、敗訴となったので控訴をしました。

② 大阪高裁控訴状 昭和四三年五月六日

M工業は京都地裁での先使用権を主張したのは錯覚であつたとこれを取消し、大阪高裁では争点を変更しました。即ち、「M工業のターポリンは第二工程だけで製品が出来るから、第三工程を必須とする本特許の侵害にはならない」と云うのです。これは例の調査官鑑定(二)を採用したものです。

(1) 第二回検証記録 昭和四六年二月二四日

第一回の現場検証は京都地裁で行われ、この時は第三工程を確認するためであり、第二回は大阪高裁で行われ、これは前回とは反対に第二工程を確認するためであります。こんな重大な事を同じ弁護士が申請することは通常考えられないのですが、大阪高裁の裁判官はこれを認め、次の

様な奇怪な検証が行われました。検証は何れもM社の野里工場で、立会人は裁判官三名、外、書記、双方の弁護士、M社の藤田一二郎、家根谷努等十一名であります。

さてカレンダー設備（第一図）は前回と同様で、今回は第三工程を行わないからとして第三工程用の⑤加熱装置の電源は切られており、加圧ロール⑥⑦の間隔はわざとあけられているだけであります。使用していないものなら第三工程の設備を九年間も撤去しないというのも不自然な事です。

検証は午前中の予定で十時より始められました。原反の長さは一、六〇〇米で、貼り合せ速度は一分間二〇米ですから、第一工程が終るのに八〇分かかります。裁判官は十一時過ぎには帰られたので第二工程の検証は出来ませんでした。

しかし裁判官は次の様な架空の検証調書を出しました。

「M工業の方法は第二工程だけで製品が完成し、そのサンプルを現場で採取した」と云うのであります。厳正であるべき裁判所がこの様な嘘の調書を出すとは驚きました。これは公文書偽造罪になるのではないのでしょうか。午前中の検証と決まれば、原反の長さを一〇〇米位にすれば、検証の目的は完全に終了しますが、何故一、六〇〇米の長尺物にしたのか、検証の裁判官はこれに注意もせず、そして検証を中断してM工業の云うがままに検証調書を捏造するとは、厳正中立を守るべき裁判所としてあってはならないことなのです。（裁判所の出張記録に明らかです）

(2)大阪高裁判決 昭和五二年三月三一日

このターポリン製造で、第二工程では皮膜と布帛が重ね合ったただけですから、布目を通して表裏の皮膜を溶接する第三工程が必要であることは屢々述べました。これは一般の人でも分ることですから、当然裁判官が分らぬはずはないと思いますが、意外にもこの二工程製造が誠で、三工程製造が否であるとされ、ここに作為を感じるのであります。

尚この第二工程論は後に破棄されましたが、大阪高裁は次の様な判決をされました。

1、「M工業が前審及び第十五回口頭弁論で本特許に先使用权があるので、第三工程を実施していたと自白したことは真実に反し、且控訴人の錯覚に基くものと認める」

2、「当審で家根谷努、藤田一二郎の訊問の結果、並びに当審での検証の結果によると、控訴人が昭和三三年頃より塩ビ防水布を製造している方法は第一工程、第二工程によって製品が完成し、第三工程を実施しないと認められ右証拠を覆す証拠がない」と判決しました。実に驚くべき判決であります。

また昭和三三年頃より塩ビ防水布を製造している方法は、二工程によつたと云われるが、その一、九七〇万米からの半製品を何処へ納入したのか、これを調査もせず、F・Y両人の証言を信じて第三工程を実施していない事を認めるという事であれば、その証拠を挙げて判決すべきであります。

二工程だけでは製品にならない事は特許庁の審決、公立工業試験場の証明、諸学者の鑑定でも明らかであります。この検証調書といい、この判決といい、不快な作為を覚えるのは私だけではないでしょう。

③最高裁判決 昭五二(オ)九三五号 昭五三年二月十四日

最高裁での経過は省略しますが、判決要旨は「本件特許の第一、第二工程の後に熱を加えて表裏の樹脂皮膜を中心布の目を通し、相互に融着一体化させる第三工程を独立に行うことが、本件特許発明の構成要件であり、M工業の実施している方法は右第三工程を欠き、本件特許発明の技術範囲に属さないとした原審認定判断は、原審に於ける検証の結果、所論指摘の検証調書、四検証の結果7及び9に記載されている事項を除いても、原判決挙示のその他の証拠関係に照らして是認することが出来ないものでなく、その過程に所論の違法がない」と、五人の裁判官の意見が一致して上告を棄却しました。

これも例文棄却ですが、裁判官は判決文を読んでいない、その証拠はM工業の二工程法を認めた不法のほか、新たな争点を二工程法、三工程法とし、両者が同じであったり、違ふと云ったり、その論旨は一貫性を欠き分らないのであります。

しかし、「熱がなくても溶接出来る」と判決されても、これが最高裁の判決であれば、法治国民としては抗することもできず、これに忍従するより仕方がないのであります。

尚、所論指摘とは私の指摘でありますが、7は「第二工程で製品が完了した」9は「サンプル一枚添布する」でこれを除くことはこの検証調書が虚偽であることを自ら語ることであります。又「その証拠に照らして」と抽象的に述べています。これは例の調査官の虚偽の鑑定(二)を意味することと思われませんが、この虚偽を看破出来ず、而も審決や公立試験場、専門学者の鑑定を否認する最高裁の姿勢には驚きました。しかもこの二工程論も後に破棄されたのであります。

七 実施料返還請求

① 大阪地裁

(1) 催告状

「I社がM工業に発注していたナイロンターポリンは第二工程で完了するので、本件特許を侵害しないと最高裁で確定しました。ついてはI社が払込んだ実施料の内、金二一、七五三、〇六五円を本催告状到着後、一週間以内に支払え」との催告状が配達されました。

しかし本特許権は現存しており、而も両者間に実施契約がある以上、これは法に優先するから最高裁の判決だけでこんな催告状を出す事は出来ないはずです。而も本実施契約締結に際しては法に訴えず、紳士的に話合いたいのI社の申出で、私も賛成しましたのに、その約束に背き、突然法的手段に出るとは、約束違反であります。

仮りに返却する場合でも、実施料を遙かに上廻る利益を得ている場合は、この様な請求は信義則違反であるとI社の弁護士は私と同級の谷口知平著「註釈民法18」に述べていますし、又この場合でも特許防衛費を差引く約束もありますから、当初の約束通り円満に話し合いたいと申しましたが、I社の弁護士や代表は最高裁の判決を盾にとり、強硬な態度でありました。彼等は所謂一流大学を出たエリートではありますが、この係争事件での言動は驚く外はありません。

そもそもI社が本特許のBB法を実施した数量は一、九七〇万米で、これには先使用权があると九年間も主張し続けて来たのですが、大阪高裁ではこれを錯覚であつたと主張を替えた。この豹変に、「この自白は真実に反し控訴人の錯覚に基くものと認める」と擁護し、この偽証を容認するのみか、捏造された虚偽の検証調書を証拠として採択する等、既に先入観に取憑かれています。裁判官には、どんな陳述をも馬耳東風となり、これに勢いづいたI社及びその弁護士も三〇〇万円の和解金には応じようとしなかったのです。将に泥棒に追銭で後には裁判所の応援があつたのです。しかし悪銭身に付かず、M工業も往年の勢いはなくなり、現在では利益も五分の一に顛落しました。そしてターポリンが第二工程で完了するとの判決は、後に取消され悪評を残したのであります。

昔、三高・一高野球戦で、三高の木下三塁手が一高走者にタッチした。審判はアッチアウトを宣告したが、三高三塁手は今のはタッチしていませんと云って三高が敗れたと聞きます。

I社やM工業の卑劣さに比べて何と立派な態度ではありませんか。

(2) 訊問調書 昭和五年二月三日

訊問者はI社の弁護士で、答は私である。

問 検証の時、M工業が第一工程、第二工程でこの防水布が商品化出来ることを確認しているじゃないですか。

答 していません。

問 あなたが行った時は第三工程は実施されなかったはずです。

答 していません。

問 あなたは始めから終りまで裁判所が検証している間立ち合ったはずです。

答 立ち合いましたが、裁判官は途中で帰られました。

サンプルも二週間後に送られて来ました。

問 サンプルは後から送りましたが、裁判官は全部検証しました。

答 検証はありません。途中で帰られました。

この様にI社の弁護士はサンプルは後で送ったと云い、検証の裁判官はサンプルは現場で採取したと云います。また十時に来て十一時過ぎには退席し乍ら、一、六〇〇米の原反を用いて第二工程が完了したと云うのは理屈に合いません。これが智恵あつて徳が伴わない自称エリートの言

動かと驚かざるを得ません。

(3) 判決 昭和五五年七月十八日

この判決ではⅠ社に対し、金二一、八六三、〇六六円及び昭和五三年二月十五日から支払い日までの間の金利として年五分を支払う様判決されました。

これは請求金額よりも多く、これが和解を勧告した判決かと其の放漫さに驚きました。また第三工程を必要とする供述はそのまま措信する事が出来ないとして、特許庁審決、岡田・宍戸両先生の鑑定、大阪工研、京都工業試験場の報告も信用出来ぬとは驚くべきことであります。昔から「居は心を移す」と云われるが、裁判官は高所から人を裁いている中に自然脚下照顧を忘れるのでしうか。

② 大阪高裁判決 昭和五五年十一月十八日

当方の弁護士によると大阪高裁でも原審を翻す気持がない口吻があると云います。

憲法には「總ての裁判官はその良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束されている」との事だが「良心に従い……」は世界では日本と或小州のみとかだそうです。これは名誉か不名誉か、良心に従うことは当然であるから殊更これを云う事は不正直を戒めているのであります。現に私のスピーチにも虚偽を随所に指摘した。また「独立して職権を行い……」とは、裁判官は何物にも拘束されず独自に判決し、この結果について責任がないことであ

るが、時にはこれは両刃の刃となる事もあり、これも随所に伺われるのであります。

そしてこのターポリンが第二工程で完了すると云われれば、その判決に従わねばならず、結局金一、九九三万円を返却することになり、京都地裁での一、五〇〇万円と利息もフイになったのです。

以上、技術者としては不可解なことばかりですが、我々とは別世界に住む人との争いをいつまで続けても、時間と経費の浪費と考え、「敗けるが勝ち」とこの蟻地獄から脱却する事にしました。その為に今はストレスもなく、日々是好日と気楽な人生を送っていられるのであります。

尚、I社・M工業及びその弁護士の云う幻覚・妄想は後になって破棄され、これに関する最高裁、高裁、地裁の判決は勿論、M工業、Y社、I社の判決も無効となりましたが、その間に蒙った私の物心両面の損害は莫大であった。これは遅すぎた感で恰も死刑執行してから無罪となった様なものであります。

昔、大木遠吉司法大臣が「司法官は化石である」（日本の裁判、日本評論社）と云われたそうです。

以上、技術者としては我慢のならぬ事が多かったが、その間、技術裁判の実状を知り、これを後車の戒として、また司法の改善の資料ともなり、また天網恢々、その代償として私に健康と長寿を与えられ、また先輩、知友の御厚情を得た事は有難いと思っております。

八 最後に

以上、技術裁判の一面を述べましたが、支離滅裂というか、百鬼夜行と云うか、これが厳正公平な法廷の姿でしょうか、私は出来るだけこれを抑えてお話をする心算でしたが、多少云い過ぎの点があったかとも思いますがお赦し願います。

私の申したいことは、証拠も示さずにこんな一方的な判決が行われると、発明家の志気は阻喪し、一方、特許侵害が横行し、発明家を保護するどころか路頭に迷わしめる悲劇ともなります。

これでは発明奨励、科学振興は空念仏となり、我国の前途が暗黒となる事を恐れたからです。皆さんの中には法律の専門の方も居られるので申し難いのですが、技術者でない裁判官が技術を裁く事に問題があり、又この弱点について色々の偽証・偽瞞が横行するからであります。今日の様な日進月歩の技術を裁くことは専門家でも困難であり、まして法律家が技術を裁く事も更に困難であるから、これは専門の特許庁の意見を重視すべきだと思います。

ある有名大学の先生が、裁判は勘が大切であると云われたそうですが、これは誤解を招く恐れもあります。技術裁判では勘や多数決は不適当で、実証が優先するのであります。

裁判をする以上、現場を検証して事実を正確に把握し、専門家の所見も謙虚に傾聴して貰いたいものです。また出来ることなら理工の智識を導入したいが、これだけ多種多様な技術を裁く事

は出来ないから、陪審制を復活すると共に、エコノミックアニマルの特許侵害の風潮を防ぐため、先日の堀江保蔵先生のお話にもありました様に道德教育、儒教精神の普及は元より修身、教育勅語の見直しもまた大切でありましょう。

永々と聞き苦しい話を静聴有難うございました。尚ご質問がありましたらお答え致します。

また拙著「戒る技術裁判」等をフロントに置きましたのでお持ち帰り下さい。まだ時間が多少ありますので、このターボリンの実施について申します。

九 この特許の実施

この特許が公示されると八大繊維会社の帝人、日レ、クラレ、クレハ、日紡、東洋紡、旭化成、東レの各社より実施申込みを受けて実施契約を締結しました。また特許出願は我国だけでありますから、欧米各国で実施されている事はブリティッシュ、プラスチックにも伺われます。

近時、我が国の人件費の増大と人手不足により「アセアン」各国との合弁会社が現地で企業化されて、本特許を利用した製品が英、米等に輸出されていると聞きました。この特許が公示されて既に三十余年立ちましたが、その用途は増大するばかりであり、これは流行品でなく天候を相手の商品であるからであります。勿論M工業もY工業も本特許を実施しているのであります。

以下簡単に本特許利用の用途について述べます。

十 本特許の用途

1 倉庫

電車から田畑や農家を見ると、青色や褐色のターポリンが野積や農具のカバーとして用いられていて、莖や菰はほとんど見当らない。又ガレージや倉庫にも用いられて、これは全国に行きわたっているが、さらに海外にまで輸出されているので、その所用量は莫大なものである。

2 オイルフェンス

船舶のハッチカバーや、漁港のいたる処にこのターポリンシートを見るが、特筆することはオイルフェンスと浮子である。

オイルフェンスとは海上に油が流出した時、この拡散を防ぐために海上に延々と張りめぐらすもので、これは今回の湾岸戦争に活用され、その他、油貯蔵タンク、タンカー等の公害防止用にも用いられる。これは戦後海上汚染協定により、タンカー等には備えつけが義務づけられている。

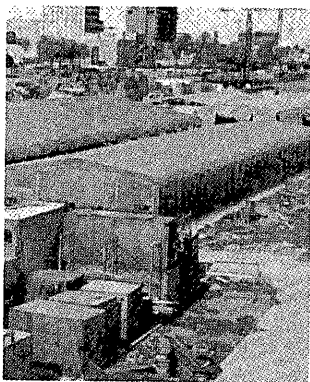
海苔養殖場、養魚場に汚染した海水の侵入を防ぐための防止幕としても用いられる。又、海苔ネットや養魚場のネットを持ち上げる浮子として用いられ、これが沖合に点々と張りめぐらされている光景は、至る所の海岸に見られ、これらの数量はどれくらいになるか予測もできない。



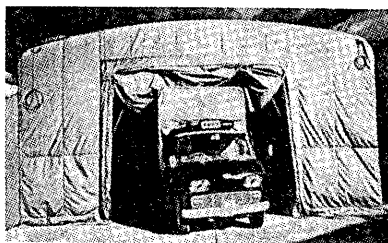
北海道の晩秋（昭和62年）



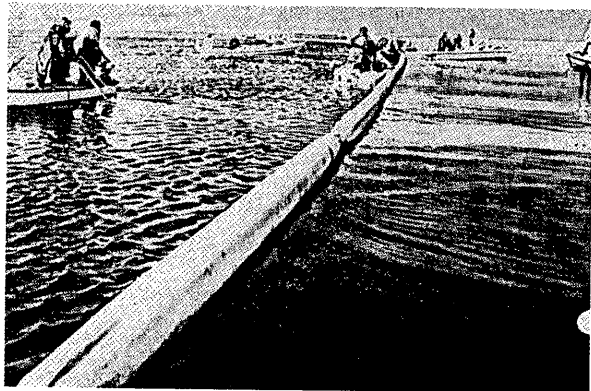
野積カバー



バグダットの倉庫



農家の倉庫



海面上のオイルフェンス



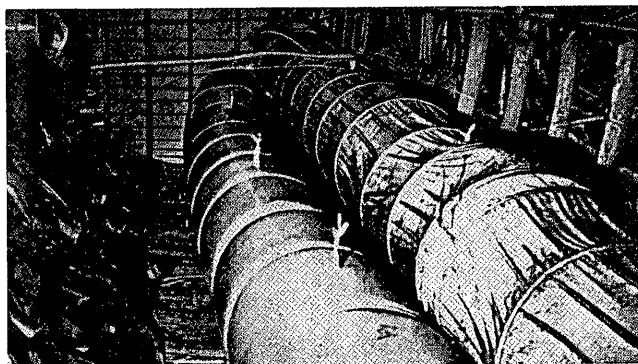
農 合 羽



ナイヤガラ船上で本件防水衣を着る



ベルゲンの朝市（ノルウェー）



抗道の風管

3 雨衣

このターポリンの発明の発端は、漁業用雨衣であった。漁業合羽は昔はゴム合羽であったが、ゴムも木綿も漁油に侵されるので、この欠点を解決する為塩化ビニールと合織を採り上げたが、両者は結合しないので本特許のBB法（バンクコーティング、ブリッジ加工）を発明したのである。そして水産合羽から農業合羽、国鉄、郵政、警察、消防等に普及し、今や雨衣はほとんどこのターポリンになっている。その理由は軽くて強く、耐薬品性に優れていて、溶接縫製ができるからである。

この雨衣は約一、〇〇〇万の人々が用いていると推測されるが、一着三・五メートルとすれば、その所要量は三、五〇〇万メートル（巾一・五メートル、以下同様）となる。これは国内だけに止どまらず、米国にまで進出していることを、私はナイヤガラで実証したのである。

4 軒出しテント

浅草や千日前の盛り場、銀座や心斎橋の商店街、ホテル、百貨店の玄関等にはこのターポリンが用いられている。

このテントは美しい色彩であり、又透明だから行灯的照明の効果が得られるので、昼夜共に、

街に美観を与えている。

これは木材や鉄板とちがつて風雪の害も少なく、又、廉価であるので全国津々浦々にまで普及し、その工事店数も二千軒を下らない状況で、これに用いられるターポリンも莫大である。

5 コンテナー

街を走るトラックのシートはこのターポリン製品である。

航海には飲み水や燃料油を積みこまなければならない。これに固定容器を用いることは大変な無駄である。これを解決したのがコンテナーである。例えば、往路では水、油をコンテナーで運ぶが、使用済みとなれば、これを折りたたんで持ち帰ることができるから、大変な省エネとなる。さらに特筆しなければならないのは、フレキシブルコンテナー、略してフレコンである。これは粉体を工場内やトラック、船舶で国内、国外に輸送する袋で、これにこのターポリンが用いられた。これは産業合理化の省エネ容器として好評で、円型、角型のものがあり、一〇〇〇リットルから三〇〇〇リットル位のものまで各種のものがある。これは、J・I・S・Z一六五一で規定されている。

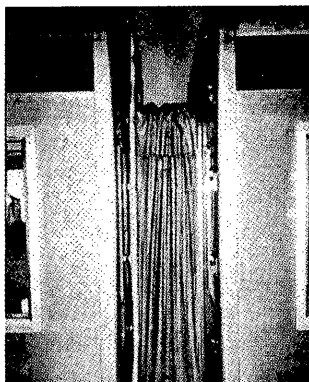
日本フレキシブルコンテナ工業会の統計によると、昭和四三年から五九年までの十六ヶ年間のランニング用の塩ビ袋の生産量は、三、〇二四、一五八袋である（外にワンウェート用PP・P

Eフレコンは約一、三〇〇万袋である)。

これに要するターポリンの所要量を一袋につき平均八メートルとしても、その所要量は約二、五〇〇万メートルとなる。尚、昭和五九年の生産量は二〇九、八六一袋で、その金額は五六億四千五百万円である。これは我国だけでなく、ソ連やオーストラリアまで進出している。

6 送風管

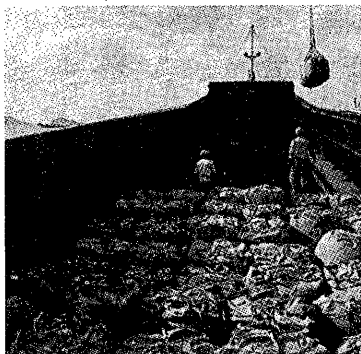
炭鉱、鉱山、トンネル工事にかかせないのは送風管である。従来は鉄管が用いられていたが、坑内のような狭いところでは取扱いが不便なばかりでなく、漏電や腐蝕、修理等に問題があった。ところがターポリンが開発され、送風管に用いることが鉱山局の指導により進められ、私も三井炭鉱の地下数百メートルの坑道で実施研究したが、これは蛇腹状に作られていて、次々と接合して数百から数千メートルにも延長でき、取扱いも便利で、鉄管に代り炭鉱、鉱山、トンネル工事の外、化学工場、その他工場の空気清浄用として普及し、品質的にはJ・I・S・M七一〇二として規定されている。その数量は、日本保安品協会にも統計がないので、推定であるが約七五万メートル位の長さと考えられる。その回転率は三ヶ年位とすればこれに要するターポリンは大きなものになる。



京都地下鉄連結幌



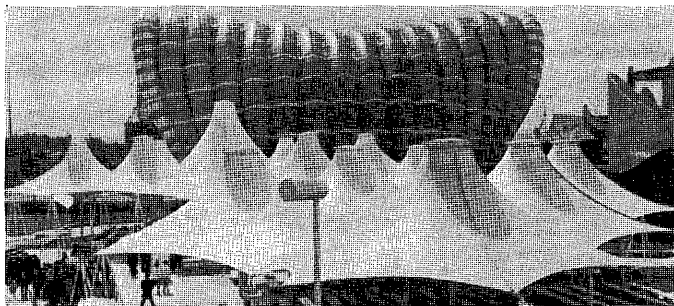
コンテナバッグ



船積されるフレコン



東京ドーム（昭和62年11月）



万博のパビリオン

7 車輛の連結幌

客車数は現在、国鉄二七、七二六輛、私鉄一八、〇八三輛、地下鉄四、三一二輛であり、その合計は五〇、一二一輛であるが、その連結幌はこのターポリン製である。そしてその所要量は一車輛当り約一〇メートルとしても、その総量は約四五万メートルとなる。これは連結バスにも用いられているから、これも又大きな需要である。(昭和六十年調べ)

8 建築用材、屋根材

建築用養生幕として用いられているのは、あらゆるところで見られる。これは一建築当り数十メートルから数千メートルを必要とするから、全国的にみれば大変な数量となる。これに関連して騒音を防止する防音幕や、溶接などの紫外線を防ぐ遮光幕、発破に用いる防爆幕などは新しい用途である。次に注目することは屋根材として停留所、車庫、倉庫に用いられるが、大にしては数百メートルから一万平方メートルの展示場・集会場の大屋根に用いられている。これは万博にも用いられたが、次に神戸博、福岡博と続き、更らに昨年は筑波科学博、奈良シルクロード博等にも用いられた。

これは国内だけでなく、ソ連にも輸出されている。この中には屋内の空気の内圧により、柱を使わずに天井が張られる工夫がなされているものもある。これはターポリンが耐揉に強く、気密

で強度が大きいからできることであり、これは資材を節約する画期的な利用である。そして後樂園球場にエアドームが建設された。これは従来の鉄骨構造の屋根のかわりに、ガラス織物にテフロン樹脂加工をした厚さ〇・八ミリの防水布を張り、内部の気圧を外気圧よりほんの少し高くして布製の屋根を支える。鉄骨製の屋根に比べると、約五十分の一の軽さで工期も大幅に短縮されるのと、柱が不要となって広い空間がとれ、膜材の透光性が良いので自然光を利用できるという利点を持つ。その普及の度合には目をみはるものがある。最近福岡でも企業化の話があります。

9 スポーツ

水泳プールとして我国はもとより遠くソ連やブラジルまで輸出されているが、その他グランドシート、運動会用品等、その用途は枚挙にいとまがない。その数量も今後益々伸びることと思われる。

10 その他

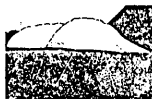
以上の外、コンクリートキュア、土木工事カバー、古蹟の発掘地カバー、サイロ燻蒸幕、キャンプテント、スノーシューター、老人用浴槽等色々の製品が出現しています。

業界の中には、これが欧米、アセアン、中近東等にゆき亘れば、前代未聞のX兆円産業となる



Abstract of British Plastics

OCTOBER 1961



'Terylene' for coated fabrics

Coated 'Terylene' fabrics are being produced on a variety of types and weaves. They are increasingly being used for the manufacture of coated fabrics, plastics or metals. They have outstanding resistance to heat and chemicals and, more than any other kind of coated fabric, are suitable for use in a variety of industrial atmospheres. That means they last longer.

These fabrics are being put to an increasing number of uses in industry, agriculture, air transport, recreation, etc. They are being used for the manufacture of coated fabrics, plastics or metals. They have outstanding resistance to heat and chemicals and, more than any other kind of coated fabric, are suitable for use in a variety of industrial atmospheres. That means they last longer.

Write for a copy of the booklet 'Coated 'Terylene' Fabrics' to the address below.



For further information write to:
1. Coated 'Terylene' Fabrics Ltd, 100, Victoria Road, London, W12 9LJ.
2. The Terylene Co., Ltd, 100, Victoria Road, London, W12 9LJ.
3. The Terylene Co., Ltd, 100, Victoria Road, London, W12 9LJ.

*Registered in the Companies Act 1947. Registered in the Companies Act 1947. Registered in the Companies Act 1947.



Properties and uses of coated nylon fabrics

The properties of coated nylon fabrics are such that they are well suited to a wide range of uses. They are being used for the manufacture of coated fabrics, plastics or metals. They have outstanding resistance to heat and chemicals and, more than any other kind of coated fabric, are suitable for use in a variety of industrial atmospheres. That means they last longer.



Jap. pat. no. 251896
Public notice 1957.12.6
Registration 1959.3.31
Inventor Dr. of Eng.

Akira MUHANAKA



と云う人もいた、途は近きにありて、こんな平凡な工夫がこれ程に発展して新しいエポックを作ったことは技術者として嬉しく、これも一つの歩みかと思っています。

（元日本クロス工業常務取締役）

附記 前述「或る技術裁判」等は〒550大阪市西区西本町一―五―七 新興産ビル内 ㈱JDC宛に切手

三〇〇円同封の上、申込んで頂ければ、お送り致します。

御照会（電話）は〇六―五三五―五二五五です。